

第4回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年6月5日(水) 午後2時00分～午後3時40分
2. 会 場 黒潮町役場大方庁舎 3階 中会議室
3. 出席委員 【農業委員】(10人)
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、
5番 濱口佳史、6番 山中 譲、7番 金子孝子、8番 伊芸精一、
9番 松本昌子 10番 敷地智也、11番 酒井 幸男、12番 福留康弘、
13番 ハジィフ 泉 14番 吉尾好市
【推進委員】(6人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、4番 宮川建作、
5番 小橋誠一、6番 尾崎澄夫、
(事務局：事務局長 宮地 丈夫、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 【推進委員】(1人)
7番 福井正一
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議

議案第1号 非農地証明願について(4件)
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第3号 黒潮(黒潮町)農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について(3件)
 - (3) その他の討議・報告事項について

議 長 6月定例会議を始めたいと思います。梅雨の合間みたいな、寒かったり暑かったり降ったりとうとうしい日が続き、また今日みたいに暑い日が続いておりますが、熱中症等には十分気を付けていただきたいと思います。

今日の欠席者は1名でございます。福井さんが欠席ということでございます。今日の議事録署名委員ですが、金子孝子さんと伊芸精一さんをお願いしたいと思います。それではよろしく申し上げます。

議案第1号、非農地証明願いについて4件出ており、早速事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページ、議案第1号、非農地証明が4件出てきております。まず1件目を説明致します。番号1、願出人、○○○○さん。願出地が12筆あります。黒潮町馬荷字上ミ石橋切1404番1、田、89㎡。同じく1404番2、田、9.91㎡。

同じく 1405 番 1、田、585 m²。同じく 1406 番、畑、142 m²。同じく 1407 番 1、田、244 m²。同じく 1408 番、田、350 m²。同じく 1409 番、田、208 m²。続きまして字松ノ谷 1387 番 1、田、585 m²。同じく 1389 番、田、214 m²。続きまして字白石谷 1403 番 1、田、264 m²。同じく 1403 番 2、田、85 m²。最後に字口道カ谷 1480 番、田、244 m²。理由としましては、20 年以上耕作しておらず、現在荒廃地となっているということです。資料の方は 3 ページから 14 ページになっております。資料の 3 ページの方を、航空写真ですがちょっと場所が分かりづらいと思います。右側の 4 ページ、住宅地図で見ると、馬荷の一番奥の福堂の集落にございますバス停があります。そこから 1 キロほど奥に入った所になります。以降、それぞれの拡大の写真を今回ちょっと筆数が多いですので、ちょっと拡大といってもある程度まとめた形で続いての公図も表わさせていただいております。7、8、9 が公図となっております。10、11、12、13、14 までが現況の写真となっております。こちらの方が特定できる所のそばまで行けそうですが、荒廃化してもう現地までは直接行けない所もございます。木などが生えてもう農地の区別がつかないような状況になっております。事務局からは以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。担当委員の〇〇さんをお願いします。

〇〇委員 〇〇さんと現場に行きました。事務局が言ったようによく見ないことには分からないほど木が生えている状況で、復旧は難しいと思います。現場は全部行けませんでした。

議 長 〇〇さんの方からも説明がありました。この写真のとおりでなかなか復元は難しいというようなどございしますが、この件につきまして何か審議、何か意見がある方、お願いします。挙手にてお願いをします。何か質問がある方。

(質疑なし)

ありませんか。ないようでしたら承認を受けたいと思います。それでは非農地承認願いの 1 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。1 番につきましては承認をされました。

非農地証明願いの 2 番をお願いします。

事務局 1 ページへお戻りください。2 番、非農地証明の説明をさせていただきます。

願出人 2、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町加持字ハリメキ 27 番、田、128 m²。同じくハリメキ 28 番、田、69 m²。同じくハリメキ 29 番、田、426 m²。理由としましては、30 年以上耕作しておらず、現在は山林となっているということです。資料 15 ページから 21 ページまでとなっております。15 ページをご覧ください。今回の場所が、航空写真で起こしている所ですが、大方のヤマト運輸さんの手前を小川地区の方に入りまして、入った所におかべの石材店さんがございます。こちらの裏の誠心園に向かったの谷になります。住宅地図、次のページの方が分か

りやすいのかなとは思われます。17 ページが航空写真での拡大図、18 ページが公図での拡大となっており 3 筆並んでおります。19 ページ、20 ページ、21 ページがそれぞれの場所の現況の写真ですが、ほぼ山林で農地には戻れないような状況の場所となっております。事務局からは以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。非農地証明願いの 3 番お願いします。

事務局 非農地証明 2 番に続きまして、3 番も 2 番の隣接地となっております。3 番非農地証明、願出人住所、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町加持字ハリメキ 30 番 1、田、1096 m²。理由としましても 2 番と同じです。30 年以上耕作しておらず、現在山林となっていることです。資料は 2 番に続きまして 22 ページから 26 ページになります。22 ページの航空写真のほぼ誠心園の裏のすぐそばになります。26 ページが現況の写真となっております。先ほどの 2 番の非農地証明の農地とほぼ同じです。もう山林化ともう放棄地の状態になっており、ほぼ原野に近い状態になっております。以上で、2 番と 3 番を一括して終わります。

議 長 2 番 3 番、事務局の方より説明が終わりました。〇〇さん、この件につきましてお願いします。

〇〇委員 確認のためにこの現場を見て来ました。小川地区からヤモウヂ団地に抜ける避難道ということで、その下の谷のところへ先の 2 番 3 番ありますが、現状、回復の見込みがないような状態です。何か聞くところによれば、この上にまた大方綜合さんが、渡場が欲しいと言われこの 3 番の方の所の木を切っている状態です。

議 長 〇〇君、何か補足説明をお願いします。

〇〇委員 17 ページの所で、誠心園の左側に土地があり今はもう荒れています。

土地をもっと広げるのにその土をここに、今言っていた所に持っていきたいのだと思います。

議 長 報告説明がありました。この件につきまして質疑がある方、挙手にてお願いします。写真で見る限りでは農地ではないということですが、この 2 番の 16 ページの航空写真で見た限りは、まだ田んぼになっているね。

事務局 航空写真が、この場所だよということで書いている部分で落としているので、実際この赤で書いたのを除けたら、もう山林みたいな形で場所はここなので、航空写真も 10 年前のものなので、途中からもう山になっています。

議 長 ないようでしたら、承認を受けたいと思います。この非農地証明 2 番、3 番、一緒にして承認を受けたいと思います。非農地証明 2 番 3 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。2 番、3 番承認をされました。

非農地証明願い 4 番お願いします。

事務局 議案書 1 ページの 4 番をご覧ください。願出人住所、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町不破原字イヅメ 7 番 1、田、596 ㎡。理由としまして、平成 9 年以降耕作しておらず原野となり、現在は駐車場および資材置き場になっているということです。資料は 27 ページ以降をご覧ください。27 ページを開きまして位置図を航空写真で起こしており、場所は不破原です。昨年度に国道沿いで非農地証明が、何筆か出てきた所です。現在〇〇〇〇さんの資材置き場等になっている所の筆になります。28 ページが住宅地図、29 ページが該当地の拡大になっております。30 ページが公図です。31 ページが現況の写真となっております資材置き場兼駐車場のよう状況の場所となっております。事務局からは以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。担当委員〇〇さん、お願いします。

〇〇委員 29 ページの写真を見ていただいたら分かるように、真っ直ぐに伸びた所が市野々川へ入る入り口ですが、現在この曲がりの分の畑の所は、まだ〇〇〇〇も使用はしておりません。この約半分、これから川上は、その半分以上を〇〇〇〇が事務所を構えて入っています。まだこの売買は済んでいないかと思われます。この国道を通された端に畝上げでできており、何か〇〇〇〇だったときに農協の土地もあって、ここにそのときの土砂を使用したようです。現在、ここでは田んぼはもちろん、畑にも戻せるような状態ではないです。本人も、畑に戻して耕作するような意思はないようです。まだこの下側にも全部で一反 5 畝ぐらいあったのが、今この 6 畝くらい出ており、まだ下にもあり、そこもおんなじように畝あげしており、もう農地に戻すような状態にはこれから先もないようです。現状はそういうことです。

議長 〇〇さんの方から詳しい説明がありました。この件につきまして質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。

(質疑なし)

ないようでしたら承認を受けたいと思います。それでは非農地証明願い 4 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。4 番につきましては承認をされました。

議案第 2 の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 別冊の議案第 2 号の資料をお手元をお願いします。1 ページをご覧ください。整理番号 1-15 (大方 1-15)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。設定期間が 5 筆とも一緒になりますが、令和元年 6 月 7 日から令和 6 年 6 月 6 日までの 5 年間となっております。土地は、入野字東ヒジリの 3419-1、田、682 ㎡、水稻。3412-1、田、991 ㎡、水稻。3413-ハ、田、462 ㎡、水稻。3413-ロ、田、987 ㎡、水稻。3413-イ、997 ㎡で水稻。以上が、反当たり〇〇〇〇となっ

ております。1-16（大方1-16）、貸付人、〇〇〇〇さん。同じく17、〇〇〇〇さん。借受人は両方とも同じく、〇〇〇〇さん。設定期間につきましては令和元年6月の7日から令和6年6月6日まで、5年間となっております。場所の土地ですが、入野字カナヤシキ4362-1、畑、314㎡、内容としましてラッキョウ、同じくカナヤシキ4363-1、畑、451㎡、内容としまして、作物は同じくラッキョウということです。両筆とも、〇〇〇〇となっております。最後に1-18（大方1-18）、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。設定期間は令和元年6月7日から令和11年6月6日までの10年間となっております。利用権を設定する土地ですが、上川口字下大向1049-2、田、面積が2,068㎡、作物の方が水稻となっております。反当たりの方は、〇〇〇〇となっております。事務局からは以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。この利用権の設定ですが、この件につきまして質疑・質問等ある方、お願いします。これ全部新規ということですか。

事務局 実際、全て新規になっておりますが、全て今回利用権の設定を正式に出していなかった所がたまたま新規で全て今回出てきました。

稲葉さんはですね、いわば大きな土地を借りて作られるよりは、幾つか小出しの筆を借りて、昨年度は、庁舎を下りて芝のスーパーに行く所の旧国道と接合の所に菜花とか、あそこで確か5筆ぐらい小さな筆が固まっていた。あそこは、利用権設定を去年出して、すぐ菜花とかを植えていて、ちょうど開通の直前になって全部刈ってしまっていました。ほかにも、自分の家の錦野の辺りでも小さな畑でラッキョウを植えたりしています。いろんなところで割とやられています。

議長 何かこの件につきまして質疑ありませんか。なければ承認を受けたいと思います。それでは、この利用権の集積承認をされます方、挙手をお願いします。

（挙手あり）

挙手全員でございます。議案第2号につきましては承認をされました。

議案第3号、黒潮町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について協議とあり3件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の方へ戻っていただきまして2ページをご覧ください。議案第3号、農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について協議事項3件、3筆出ております。もう一括して、内容は同じです。3筆とも農用地区域からの除外についての協議事項となっております。1件目、申請人、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町入野字横ノ浜7272番1、田、868㎡。同じく2番、〇〇〇〇さん。申請地、同じく字横ノ浜7271番1、田、417㎡。最後3件目になります。申請人、〇〇〇〇さん。申請地、同じく入野字横ノ浜7270番3、田、44㎡。申請理由としましては、3筆とも既存店舗と書いておりますが、こちら現在あります、〇〇

〇〇です。敷地の拡張および店舗配置の変更のためということになります。資料が 32 ページになります。今回バイパスができておりますので、赤い点線で今の大体のバイパスを手書きで起こさせてもらっております。今回の申請地が 3 筆とも隣接で、現在早咲にある〇〇〇〇の隣接になります。33 ページの住宅地図ですが、こちらの住宅地図と次の 34 ページ航空写真の拡大があります。現在県道の大用大方線、旧国道から加持へ入る県道から今回、バイパスができました。その間に今、まだ通行ができませんが、この前舗装が完了して県道の延長上ができております。現在の店舗と新しい県道とバイパスの間の大きく言えば、3 画地に今回、農用地の区域にここが入っておりますので、いったん農用地の区域の除外として外さしていただいて、その後に県の合意が最終的に半年以上かかりまして、その県の合意が最終的に出ましたら、36 ページの現況を見ていただいたら 3 筆分の所が、今度農業員会に順序良くいけば、今年度の年末ぐらいには転用という形で、〇〇〇〇の建物自体も配置が変わります。その配置が 38 ページ最後になります。店舗が大きく変わり、今回は、審議の協議ということで、農用地の除外について農業委員会に協議ということで意見が出てきておりますので、またご協議をよろしくお願いします。

議長 事務局の方からの説明だけということですが、この件について何か質疑・質問等ある方、お願いします。これ、今ある〇〇〇〇が移転をするということよね。

事務局 そうですね、単純に今早咲にある〇〇〇〇の建物がいったん取り壊しをして、ちょっと規模が大きくなります。その規模が大きくなる中で休憩室みたいな形でご飯を食べたりするような机とか椅子がある施設になって、コンビニの休憩室を兼ね備えた施設ならば、農用地区域からの除外の案件に該当して除外の方ができ、通常のコビニの移転なら除外の要件がかからないということです。そういった施設が必要になるので、38 ページを見ていただいて、大型トラックの駐車場が予定では 5 台分、除外する要件は大型トラックの 1 台分以上が必要ということもあり、いくつか条件があって大型トラックが 5 台分の詳細は、転用が今後出てくるときに建物の中で食べたりして休憩できるような所の図面も出てくる予定です。今のところ、うちの方でも今の段階でももらっていますが、ちょっと図面が小さくて分かりにくいので今回は除外だけの案件ということです。資料が、この 1 ページ分しか付けさせてもらっていないので、いったん農用地区域から除外という手続きをとりまして、県の方がいいですよという最終的に同意を得た後で、恐らく大工事をして転用という形で建物を、38 ページを見ていただいたら今、新しいまだ通行可能になっていませんが、県道沿いに隣接した建物ができ今既存がある建物のここら辺が、取り壊した後に駐車場とか、あと大型の駐車場ス

ペースが若干東側に造られるということで、今のバイパスと旧国道で、入りやすさを優先して利用しやすいような形でやりたいということです。

議長 分かりましたかね。何か質問等ありませんか。伊芸さんどうぞ。

〇〇委員 34 ページの〇〇〇〇信号のそこから新しい借入れ地があって東側に三角のここへ資材置き場みたいなどこまで全て借りるということですか。

事務局 そうなります。現況の写真でゆくと、36 と 37 ページに現在の予定地で埋め立てする土地があり、ほぼ全て県道、バイパス、旧国道、この3つに挟まれた所を、例えば〇〇〇〇の隣接地全て今、田んぼで残っている農地は、ゆくゆくはかさ上げされて整地されるということです。

東側は基本的に今現在の〇〇〇〇の敷地までですので、面積が広がる分は純粋にこの西側の今回、出ている所だけが広がって、建物がちょっと西側の新しい県道沿いにできることになり東側は恐らく今のままです。また、駐車場とかも区域も整理します。向きとかは若干駐車場も変わると思います。資材置き場辺りは別の土地の方になると思います。あの辺りは変わらないと思います。

議長 〇〇さん、どうぞ。

〇〇委員 34 ページの入野字って書いている1番の端にちょっと隙間があるところは？

事務局 事務局が補足させていただきます。〇〇さん、〇〇さんが言ったように土地が実際、道路敷きで買収されています。この図面では一部残っているような状況ですが、実際は県が買収してほぼ残ってないです。畑としてはもう残らない。道路敷きの歩道とか、そういった一部そんな形になるので、もう完全になくなります。

議長 〇〇さん、どうぞ。

〇〇委員 それが仮にできなかった場合はどうなりますか。

事務局 仮にできなかったら、もう普通の転用と一緒にです。皆さんの所で、この4条とか5条とかで出ている案件と全く一緒です。今はただ農用地区域に入っている所を除外して、ゆくゆくは〇〇〇〇転用の圃場に出てきて〇〇〇〇の建物を新しく整備して造ります。という流れでのまだ最初の段階です。あと、皆さん普段4条、5条とか転用あるじゃないですか、あれも同じで、例えば、田んぼを埋めて家を建てたいってなっても結局条件は一緒なので、転用の許可が出て基本県の見解は、1年以内に事業を執行してくださいということになるので、原則としては2年です。1年とか、まあ2年あたりで転用の申請を出すなら迅速にやってくださいということになります。もしそれで時間がたって事業が執行されないようでしたら県の方も確認することがまれにあるそうです。できなかったら指示というか、どうして出来ないのですかって形もありますし、最悪はもうその転用の許可を取り消すという形の方法も一つ出てきます。出来ないということがまず農用地区域の今回の除外から転用にしてもそうです。通常の転用にしても、出来ないということはまず基本的にあんまりないです。

〇〇委員 そのコンビニの〇〇〇〇の恐らく移動するために農用区域だからそれを除外して、その条件には、このトラックの休息場所からこんなものを造りますという計画案ですよ。この除外して、これができなかった場合はどうなるかということを知りたい。

議長 その場合は、県の指導がつかます。もうこれは県の申請ですので、県の案件になります。もしその条件をクリアしなかった場合は、県の指導があると思います。

〇〇委員 大型トラックの騒音は、人家から離れているからそんなには関係ないか。

事務局 そうですね。ただ配置が東側に今回予定しているので、西側の人家からするとちょっと距離が離れているので、恐らく大丈夫なのかなと。

〇〇委員 よろしいですか。圃場整備地というこれ何、ほかの東側いうか、この図面で右側ですよ。右側の田んぼの圃場整備している所で同じ時期に同じ圃場整備をやっているのですか。

事務局 すみませんが、どのページを見たらいいですか。

〇〇委員 34 ページ、この県営の圃場整備だと思います。この右側の方は、今度その申請の出ている所も同じこの圃場整備を県営圃場整備か町営か分からないが、同じ時期にやりますか？

事務局 そうだと思います。ここは県営圃場整備でやった所なので。ただ、町が絡んでないので、県営の補助整備は旧、今もうなくなりました。大方町で言うと、ここへ土地改良区も別個で動いていたら県営土地改良区といいまして、今どう言ったらいいでしょう。あの IWK の事務所で〇〇〇〇が県営をやられてきましたので、その頃にこの辺り一帯、大方中央の県営圃場整備、団地で広くは鞭の辺りからこの辺りまで、すべて一緒の団地で整備されています。

議長 〇〇さん。

〇〇委員 今の〇〇さんの質問に関連して、ここ確か、県へのあれはしてないと思っていたけど国道、今のバイパス造るためにここへ盛り土していたと思っていて、ここ沼地になると言われて確かここは、してないと思う。国道から下は圃場整備事業には入ってない。ここも〇〇〇〇さんが持っていて、ここしてないはず。ただ、この国道、今バイパスを造るためにはここが池になると言っていて、その河野さんらが言っていて、確かにここをかき上げて、今現状なっていると思います。コスモス畑に。確か、国がここ埋めたはず。

議長 こちら側と隣接をしていて、圃場整備と一体化している。それで県は、見て 1 級農用地とかいうようなことで、それで見ているかだと思います。

事務局 会長が、今おっしゃったように全てが圃場整備している所ではなくて、圃場整備でも連動して、端っこの方でもやってなくても見なされる部分も一部あったりするの、恐らくここもやってないところと、正確に言うとやっているところ

があるかもしれません。一带として見なされて圃場整備地として見なされている。

〇〇委員 何かそこと矛盾しているというか。鞭の場合に、自分らの南郷小学校の前も全部圃場整備事業でやっていて、下は公園区域内なので、中間があるけど、そこらは全然圃場整備のあれには県の方から国の方の説明もないです。

事務局 〇〇委員が言うように、小学校の前はやっているのですか。あそこは。

〇〇委員 いや、やってない。

事務局 やってないと思う。あそこ不規則で、あそこもやってなくて、国道からまた南側も、これ前に言った公園区域に入っていて、圃場整備ができてないと思います。

〇〇委員 中間区域ですが、全然国の方からも県の方からも説明がなくそこらへんが何か、今言っていた、このコスモス畑もこれは多分入ってないと思う。入っていたら、最初から構造改善事業の中へ組んで多分するはずだと思います。

議長 あそこは圃場整備しないのでかさ上げ。昔は低い所に田んぼ作っていたので、あそこは圃場整備いうのはしてない。前からのそのままので、道路の関係でかさ上げはしている。コスモス植えていた所はね。

〇〇委員 沼地になると言われて、多分したと思う。

議長 〇〇さんどうぞ。

弘瀬委員 33ページと34ページで、33の方はこの国道、赤い点線で国道56号線バイパスって書いてある、その左側に、真ん中よりちょっと上に〇〇〇〇の下側に工事中いうところは、ここら辺らはもう全部、このバイパスできた当時に何かここ形状変更で埋めていたと思う。全部この辺は。右側の航空写真では田んぼですが、現状はもう田んぼではない。国道の中側に埋めて、今度〇〇〇〇の上の方に佐賀寄りの方向、全部この国道から左側はバイパスの高さぐらいに全部形状変更していて、この辺は恐らく、今出ている除外申請いうか、そういう除外をしてもらいたいという申請が出てくる可能性が高いというか。現状は農地として使わないといけないと思うが、ずっと通って見るに何にも植えてない。ただ埋め立てしてそのままみたいな感じがする。今日も通ってくるにほとんどのとこが。ゆくゆくはここらも農地から除外してもらって何かやりたいというか、ここの辺りをほかに使用したい申請が出てくる可能性が高いような気がします。以上です。

議長 ここら辺りは、可能性はなかなかね。ここでは出てきますとは言えませんが、あるかもしれません。

〇〇委員 畑として使っていたら別ですけど、その埋め立てしてもうだいぶ埋め立てして、そのままになっていると思う。埋めたままで、畑として使っていたらもう何か利用しているかと、畑として。

事務局　今回の〇〇さんがおっしゃっていた辺りはまだ区域の中に入っています。今後は、事務局でもちらちら話に来ていて、もっと入野駅寄りになると農用地区域に入っていないので、そうなると、恐らく今度できたバイパス沿いにかき上げしたような所の畑みたいになっている所は、ゆくゆくはそういった形で転用とか、ひょっとテナントとか、そういった店舗とか家とかは出てくる可能性はあるかと思っています。

〇〇委員　もう埋め立てもできて、1、2年の間には畑として本当は使用しないといけないわけよね、農地として。現在、農地ですよ。登記変更してないから田んぼのままよね。

議長　やはり隣接ということで農用地としてはなると思います。今回は、この農用地からの除外という申請です。いいですか。ほかに何かなければこの件について承認を受けたいと思います。この農用地区域からの除外につきまして承認をされます方挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第3号につきましては承認をされました。

それでは議案の方が終わりました。これでいったん議案の方を締め切りたいと思います。

(午後3時40分終了)